

浜松市土地利用対策庁内委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市土地利用対策庁内委員会規程(以下「規程」という。)第8条の規定に基づき、委員会の運営に必要な事項を定める。

(審議対象の基準)

第2条 規程第2条第4号に定める審議調整事項はおおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共用施設で国または地方公共団体が設置するものの用地
- (2) 公共用に供すべき用地の設定に関すること。
- (3) その他委員長が特に指定したもの

(会議)

第3条 委員会は、必要の都度、開催する。ただし、その他委員長が特に認めた場合は、回議決裁によることができる。

2 委員会における案件の説明は、案件を主として所管する課長(以下「所管課長」という。)が行う。

(幹事会)

第4条 委員会に規程第6条第2項の規定に基づく幹事会を置き、その幹事は、別記に掲げる職にある者をもって充てる。

2 前条の規定は、幹事会について準用する。

(審議結果の報告)

第5条 委員長は、委員会における審議結果を市長に報告する。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会に関する庶務は、都市整備部土地政策課が行う。

(その他)

第7条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は昭和49年1月1日から施行する。

改正 昭和49年12月24日

改正 昭和50年8月11日

改正 平成3年6月1日

改正 平成9年4月1日

改正 平成10年12月22日

改正 平成11年4月1日

改正 平成12年4月1日

改正 平成16年4月1日
改正 平成16年5月1日
改正 平成17年7月1日
改正 平成19年4月1日
改正 平成20年4月1日
改正 平成21年4月1日
改正 平成21年6月5日
改正 平成22年4月1日
改正 平成23年7月1日
改正 平成24年4月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成25年5月1日
改正 平成26年4月1日
改正 平成27年4月1日
改正 平成27年7月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成29年4月1日
改正 平成30年4月1日

別記(第4条関係)

幹事会

アセットマネジメント推進課長、UD・男女共同参画課長、文化財課長、環境政策課長、環境保全課長、ごみ減量推進課長、産業廃棄物対策課長、産業振興課長、商業振興担当課長、企業立地推進課長、エネルギー政策課長、農地整備課長、農地利用課長、林業振興課長、都市計画課長、土地政策課長、北部都市整備事務所長、交通政策課長、市街地整備課長、建築行政課長、緑政課長、公園課長、道路企画課長、道路保全課長、消防局警防課長、上下水道部水道工事課長、上下水道部下水道工事課長、上下水道部北部上下水道課長、上下水道部天竜上下水道課長、学校教育部健康安全課長、(中区の案件を審議する場合に、中区まちづくり推進課長、保健総務課長、生活衛生課長、南土木整備事務所長を幹事とする。)(東区の案件を審議する場合に、東区区振興課長、保健総務課長、生活衛生課長、東・浜北土木整備事務所長を幹事とする。)(西区の案件を審議する場合に、西区まちづくり推進課長、保健総務課長、生活衛生課長、南土木整備事務所長を幹事とする。)(南区の案件を審議する場合に、南区区振興課長、保健総務課長、生活衛生課長、南土木整備事務所長を幹事とする。)(北区の案件を審議する場合に、北区まちづくり推進課長、保健所浜北支所長、北土木整備事務所長を幹事とする。)(浜北区の案件を審議する場合に、浜北区まちづくり推進課長、保健所浜北支所長、東・浜北土木整備事務所長を幹事とする。)(天竜区の

案件を審議する場合に、天竜区まちづくり推進課長、保健所浜北支所長、天竜土木整備事務所長を幹事とする。)